

令和8・9年度 大東市スポーツ推進委員募集要項

令和7年11月
大東市

この要項は、令和8・9年度大東市スポーツ推進委員の募集に関し、必要な事項を定めたものです。

1. スポーツ推進委員の役割

- (1)市民のスポーツニーズを把握し、必要な取り組みを行う。
- (2)市民が自主的なスポーツ活動を生涯にわたり継続してできるようサポートを行う。
- (3)スポーツ活動を通じて、人と人とのつながりを推進した地域づくりを行う。
- (4)前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツ推進のため、指導助言を行う。

具体的には

- ①市や社会教育団体等の行う社会体育事業の企画・運営等に協力する。
- ②スポーツ推進のための事業実施にかかる連絡調整等を行う。
- ③地域におけるスポーツに関する事業に関し、その求めに応じて実技及び指導の協力を
行う。
- ④市民のスポーツに関する相談に応じること。

2. 応募資格・選考条件

- (1)大東市内に住所を有する者、又は本市内で勤務、若しくは在学している者。(過去に本市内に在住・在勤・在学の経歴がある者も含む)
但し、任期中に引っ越しや転勤等の理由により、居住地及び勤務地等が該当しなくなった場合には、本人の意向、活動実績を踏まえ、大東市が判断するものとする。又、再任時においても同様とする。
- (2)令和8年4月1日現在満18歳以上かつ満75歳以下の者で、「1. スポーツ推進委員の役割」に掲げる活動を行うことができる者。(再任の者についてはこの限りではない。)
- (3)地域スポーツ活動に対して深い熱意があること。
- (4)休日に開催される市主催等の事業に協力できると共に、各種会議や研修会に一定の時間を提供できること。
- (5)健康に加えて積極性及び協調性があること。
- (6)次に該当する人は応募できません。
 - ①成年被後見人または被保佐人
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③国又は地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

3. 募集人数

25名

4. 委員の任期・報酬等

(1)任期:令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(2)報酬:月額5,000円(大東市特別職非常勤職員となります。)

なお、公務中の災害には、地方公務員災害補償法の適用を受けると共に、公務で出張の場合、費用弁償として別途旅費を支給します。(通勤手当は支給されません。)

また、報酬については、「大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、支給されます。

5. 募集期間

令和7年12月1日から令和8年2月27日まで

※上記募集期間後の応募も認めるものとし、その都度応募資格等により大東市が判断するものとする。

6. 応募方法

所定の「申込書」に必要事項を記入し、上記募集期限までに下記申込先に持参又は郵送・FAX・メールにて応募してください。「応募資格」の状況によっては「申込書」以外の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

本募集要項及び申込書は市ホームページからダウンロードできます。

7. 選考方法

書類選考及び面談(新規任用者のみ)

「5. 募集期間」の応募に対する選考結果は、令和8年3月中に通知します。なお、応募書類は返却しません。

8. 申込先・問い合わせ先

〒574-0076	大東市曙町4番6号 大東市立市民会館 5階
	大東市産業・文化部 スポーツ振興課
電話:072-870-9106(直通)	FAX:072-870-9687
メール:sposhin@city.daito.lg.jp	